

春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づく春日部市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>（一部負担金）</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、<u>法</u>第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>	<p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>（一部負担金）</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。